

令和元年（ワ）第172号，同3年（ワ）第181号、同5年（ワ）第290号
違法行為差止請求事件
原告 和田 廣治 ほか
被告 金井 豊 ほか

陳 述 書 （ 2 ）

2025年7月3日

富山地方裁判所民事部合議C係 御中

住所 富山県富山市長附802-4
原告 和田 廣治

1. 2025年第101回北陸電力株主総会の状況

私は2025年6月28日に開催された北陸電力第101回定時株主総会に出席しました。しかしその内容は、被告らが被告準備書面（4）2ページなどの書面で述べているような「原告らを含む各株主に対し十分な発言の機会を確保し、かつ、質問・意見に対し丁寧な説明を行った上で、株主提案を含む各議案の採決を行った。」というものとは大きくかけ離れたものでした。

また、代表取締役会長として議長に就任した金井豊被告の昨年以上に横暴な議事運営のため、株主の発言時間は2分に制限され、質問希望者がまだ3人もいるにもかかわらず質疑を打ち切り、さらには取締役らの回答はずさんで非回答や回答拒否も目立ちました。

会社が作成する株主総会議事録が7月下旬でないと交付されないことから、当日の会場での私のメモをもとにその状況を述べます。

(1) 2025年株主総会の概要

出席株主 175名。 議決権行使書提出17,281名

所要時間 1時間51分（昨年より6分短い）

◎質問者数などの状況

質問・発言等		2025年	2024年	2023	2022
報告事項・ 会社提案議案	質問・意見	12件	14件	13件	10件
	議長解任動議等	2件			1件
	修正動議	2件	5件	2件	4件
株主提案議案	質問・意見	2件	2件	2件	2件
総会出席者数		175人	191人	166人	112人
総会所要時間		1:51	1:57	1:51	1:41

（作成：和田廣治）

(2) 株主総会に向けて株主が北陸電力に書面を提出

私を含む「北陸電力と共に脱原発をすすめる株主の会」（以下「株主の会」）では、第101回株主総会に向けて、事前に以下の書面を北陸電力に提出しました。

①第101回定時株主総会に関わる株主提案権行使請求書を提出

2025年4月25日に会社法の規定に基づき、賛同株主79名、議決権821個（8万2100株）により、株主提案議案6議案を株主総会で審議する議案とすることを請求しました。（別紙1「第101回定時株主総会に関わる株主提案権行使請求書」参照）

その結果、北陸電力が作成した「招集ご通知」に請求通り株主提案議案が掲載されました。（別紙2「第101回定時株主総会招集ご通知」14～21ページ参照）

②株主総会の議事運営に関する申入書を提出

株主提案と同時に、株主総会の議事運営に関して特に株主の発言時間2分制限を改め、2019年以前の3分に戻すことなどを求める申入書を北陸電力に提出しました。

（別紙3「株主総会の議事運営に関する申入書」参照）

③事前質問書を提出

株主総会の質問時間や回数が制限されている中で、総会審議の効率化のために1週間以上前に質問書を提出して、総会での回答を求めました。（別紙4「第101回定時株主総会に対する事前質問書」参照）

2. 株主総会当日の金井豊被告の議長としての議事運営の問題点

金井豊被告は北陸電力定款の規定により株主総会の議長に就任し、議案の審議に先立ち、株主の発言時間を2分に制限する旨を宣言しました。それに対して株主から、発言時間を3分にするのを求める質問が出されました。

また、質疑の中で株主5人から質問希望の挙手があるのを確認しながら、一方的にあと2人の質問のみ受け付け、残り3人の質疑を打ち切るなど、強引で一方的な議事運営を行い、株主の質問権を不当に奪いました。

(1) 金井豊議長が株主の発言時間を2分に制限し、株主の延長要求を拒否

◎株主：コロナ対策で発言時間を2分に制限したが、5類に移行しており3分に戻すべき。株主の質問権を侵害している。昨年も9電力で2番目に短い。

金井議長；株主総会は皆様のもの。一方で、総会の目的は議案を議決すること。多くの株主に発言してもらうため。2分で十分説明が可能。

【私の意見】2020年の新型コロナウイルス感染の緊急事態を受けて、株主や社員らの感染拡大防止のため、発言時間を3分から2分に制限したのに、新型コロナウイルス感染が5類移行になっても発言時間は2分のままのため、「株主の会」では事前に文書にて発言時間を3分に戻すよう申し入れました。そして、総会当日は株主が3分に戻すよう求める質問を行いました。

ところが金井豊議長は、発言時間削減の経過を無視し、「2分で充分発言は可能」と昨年に続き独善的な解釈を理由にして株主の要求を拒否しました。まさに新型コロナ

対策を悪用した株主の質問権の不当な侵害です。

(2) 金井豊議長の議案の質疑打ち切りで質問希望者3人が質問できず

会社報告事項及び会社提案議案審議の中で、金井豊議長は総会開始から1時間19分に「発言希望者はあと何人ですか」と会場の株主に問いました。昨年2024年総会でも金井豊議長は、1時間25分の時点で同じ問いをしました。今年は昨年より6分も早い段階でしたが、発言希望で挙手した私を含め5人の株主がいることを確認したうえで、「2名だけ発言を受け、議案の採決に移る」と宣言しました。昨年より早く質疑を打ち切った結果、私を含めて3人の株主が質問する権利を奪われました。

(3) 全国9電力会社の株主総会の所要時間などの状況

原発保有9電力会社の株主総会(2025年6月26日実施)について、各電力会社がホームページで発表したり新聞等で報道された株主総会の状況をまとめました。

(会社)	(所要時間)	(出席人数)
中国電力	: 2時間32分	256名
東京電力	: 2時間32分	405名
東北電力	: 2時間26分	205名
関西電力	: 2時間20分	229名
九州電力	: 2時間10分	243名
中部電力	: 2時間09分	266名
四国電力	: 2時間07分	96名
北陸電力	: 1時間51分	175名
北海道電力	: 1時間48分	178名

これを見ても、北陸電力は昨年に続き2番目に短い総会でした。

2025年の北陸電力株主総会での株主の発言数は、延べ18名であり、仮に発言株主全員が1分間ずつ延長しても、総会時間は2時間09分にとどまり、9電力会社の中で中位程度です。能登半島地震による志賀原発の被害や地震活動拡大の課題に直面した株主総会であったにもかかわらず、株主の発言を合理的理由なく制限し、3人の質問希望者を切り捨てた金井豊議長および北陸電力は、株主の声も聞かない閉鎖的な姿勢であることを自ら示しました。

3. 2025年株主総会の質疑の状況

今年の株主総会の質疑で特に目立ったことは、株主の質問に対して取締役らが昨年の株主総会での質疑よりも、さらに回答拒否やはぐらかす姿勢を繰り返したことです。しかも、短い発言時間でも少しでも質問の趣旨を理解してもらおうと苦勞する株主の質問に対して、社長等は木で鼻をくくったような回答や、質問趣旨を曲解して回答拒否し、あげくに「原子力災害が発生する可能性はない」と断言するなど、きわめて不誠実な対応に終始しました。その一例を以下に述べます。

(1) 事前質問書の多数の項目に対して回答せず

私も含む「株主の会」の9名の株主が提出した事前質問書のうち、多くの質問について北陸電力は総会場で回答しませんでした。その一例は以下のとおりです。

- ① 2024年夏季・冬季の最大電力日、最大電力kwおよび供給予備率。
- ② 停止中の志賀原発1・2号機に要した原子力発電費の2011年度以降の総額および2024年度の原子力発電費。
- ③ 志賀原発2号機の新規制基準に係る適合性審査に要した費用の総額。
- ④ 2011年～2024年度に支出した志賀原発の安全対策工事費の総額、および今後予想される費用の総額。
- ⑤ 特定重大事故等対処施設（テロ等対処施設）の建設費用の見込み額。

【私の意見】 志賀原発のコストについて、細部の契約や数字ではなく、すでに支出した費用の総額などを質問したにもかかわらず、何の回答もせず、株主が原発推進か否かの検討や判断をするための情報を全く提供しないままでは、株主は適切な判断ができません。今回も事前質問書を十分準備できる期間前に北陸電力に提出しましたが、多くの質問について回答がありませんでした。特に、志賀原発の安全対策工事費の総額については、昨年までは「1千億円台の後半」という全国の9電力会社の中でも最も不透明な説明をしていましたが、今年はそれさえも回答しませんでした。

(2) 金井豊議長が「原発推進が株主総会の総意」発言を訂正せず

- ◎和田廣治株主・原告：2024株主総会で金井豊議長は、原発反対の株主の発言が続き、脱原発株主提案議案審議を控えた中で「原発推進が株主総会の総意」と発言。北陸電力は「大多数の賛成」と「総意」の区別はないのか。
金井豊議長：「圧倒的多数」の意味で「総意」と言っただけ。

【私の意見】 2024年の株主総会で、私は「これまでの株主総会で、『志賀原発再稼働決議が圧倒的多数で可決された』との事実はあるのか」と質問しました。それに対して、議長の指名で村田常務が「株主提案は否決、取締役選任議案は可決」と回答し、「再稼働決議」には言及しませんでした。すると金井豊議長が『原子力推進が株主総会の総意』と発言しました。何人もの株主が原発に反対する質問をし、脱原発の株主提案議案の審議を控える中での「総意」発言でした。

そこで私は、社会の常識では「総意」とは「全員一致の意見」であり、北陸電力は「大多数の賛成」と「総意」の区別はないのか質問しました。それに対して金井豊議長は「圧倒的多数の意味で総意と言っただけ」と言い、自らの不適切発言の訂正には応じませんでした。

(3) 「新たな地震が発生しても、原子力災害が発生する可能性はない」と断言

- ◎株主：①深層防護の考え方では、大規模な放射性物質の放出も想定し、実効性ある避難計画が必要。北陸電力も同じ考えか。
- ②原子力規制委の原子力災害対策指針では、周辺住民の被曝を100mSvとしている。当社もこのような避難計画でいいと認識するか。
- ③能登半島地震では多数の孤立集落が発生したが、当社は周辺住民が高レベルの被曝をしてもいいとの認識か。

福村章常務：新たな地震が発生しても、原子力災害が発生する可能性はない。念のための避難計画で、会社もできることは協力する。

【私の意見】 珠洲市在住の株主が、能登半島地震の実情および原子力規制委員会で議論されている避難計画や屋内退避などへの会社としての認識を質問しました。しかし、議長の指名で回答した福村章常務執行役員は、質問に正面から回答することもせず、むしろ質問の前提である深層防護の趣旨を否定するかのよう、「新たな地震が発生しても、原子力災害が発生する可能性はない」と断言しました。まさに原発安全神話の復活とも言える危険で無謀な発言です。

(4) 「原発には、絶対に壊れてはいけないもの、壊れてもいいものがある」と断言

- ◎株主：5月14日の原子力規制委員会臨時会議での北陸電力と規制委との意見交換の場で、社長が「配管の継ぎ目が壊れたのは想定外」と発言。原発には無数の配管と継ぎ目があり、地震や振動の共振で破損することは、株主総会でも指摘していた。「想定外」ではないはず。

福村章常務：絶対に壊れてはいけないもの、壊れてもいいものがある。どういう壊れ方をするかを想定するのではない。その場合にどう対応するかが問題。

【私の意見】 志賀原発の設備や部品に、壊れてもいいものがあるとの回答には驚きました。さらに、「どういう壊れ方をするか」を想定するのではなく、「どう対応するかが課題」との発言にも驚きました。「設備や部品がどう壊れる可能性があるか」を想定して、予防策や対応策を検討し準備するのが常識ですが、北陸電力ではそのような検討も想定もしていないこととなります。前項の質問も含め回答した福村章常務執行役員は、北陸電力原子力部長を経て、現在は原子力本部長です。原子力部門の最高責任者がこのような認識では、志賀原発の安全確保は困難です。

(5) 「金井豊会長は原子力の専門家か」との株主の質問に対して回答を拒否

- ◎株主：「取締役には原子力の専門家はいない」との発言に疑問。「招集ご通知」に記載の取締役選任議案の金井豊会長の説明欄に、「入社以来、主に原子力発電関係業務に従事」とあるので、裁判とは別に事実はどうなのか質問する。金井豊会長は原子力の専門家ではないのか。

常光健一常務執行役員：訴訟に関わるので、回答を控える。

【私の意見】本訴訟の原告ではない株主が、たまたま傍聴して気になった「取締役に原子力の専門家はいない」との発言を機に、会社発行の「招集ご通知」に記載の金井豊会長の経歴や説明文について、「事実を知りたい」と質問しました。ところが、議長の指名で回答した常光健一常務執行役員は、訴訟を理由に回答を拒否しました。会社提案の取締役選任議案の内容について質問したにもかかわらず、一切の回答を拒否したことは、株主に対する不当な回答拒否であり、被告らが言っている「質問や意見に対して丁寧な説明を行った」との主張は、まさに虚偽です。

4. 政府の地震調査委員会が能登半島周辺で高確率の大地震予測を発表

株主総会翌日の6月27日、政府の地震調査委員会が兵庫県北方沖から富山県沖にかけての日本海中南部で、今後30年以内にマグニチュード7以上の大きな地震が、16～18%の高い確率の長期評価を発表しました。長さ20km以上の海域活断層を評価対象にしたもので、このうちで門前沖区間から羽咋沖にかけての地域の発生確率は12～14%と特に高く、石川県加賀地方から兵庫県にかけての地域の発生確率4～6%を大きく上回っています。(別紙5 2025年6月28日付け北日本新聞記事参照)

この地域は2024年11月26日にマグニチュード6.6の地震が発生するなど、活発な地震活動が続いています。志賀原発から30kmほどのエリアで、今後30年以内にマグニチュード7以上の大地震が発生する確率が12～14%と極めて高いとの地震調査委員会の長期評価は、とても重要な警告です。

前項で述べた今年の株主総会での福村章常務執行役員の「新たな地震が発生しても、原子力災害が発生する可能性はない」の回答がいかに危険な認識であるか、今回の長期評価を通して改めて考えさせられました。

5. まとめ

今年の北陸電力株主総会は、以上のとおり金井豊議長が株主の発言を不当に制限したり打ち切るなど異様な議事運営を行い、さらに取締役らの回答は昨年よりさらにずさんで説明不足・拒否などが目立ちました。福島原発事故の教訓も捨て去り、能登半島地震で発生した志賀原発の損傷も真剣に考え対応することもせず、さらに今後は「原子力災害が発生する可能性はない」と断言する今の北陸電力取締役らでは、志賀原発の安全確保はできません。志賀原発で大事故が発生したら、会社の存続さえ危うくなることを、今こそ考え直す必要があることを、今年の株主総会で痛感しました。

以上

《別紙資料一覧》

1. 「第101回定時株主総会に関わる株主提案権行使請求書」
2. 「第101回定時株主総会招集ご通知」
3. 「株主総会の議事運営に関する申入書」
4. 「第101回定時株主総会に対する事前質問書」
5. 2025年6月28日付け北日本新聞 地震調査委員会発表記事